

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第9号、多度津町リサイクルプラザ設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

環境課長、石井君。

環境課長（石井 克典）

失礼いたします。

議案第9号、多度津町リサイクルプラザ設置条例の一部改正につきまして、提案説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、議案第4号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正に伴い、一般廃棄物処理手数料の項目が重複することとなるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

第7条の「一般廃棄物処理手数料」の項を削り、第8条を第7条とし、第9条から第16条までを1条ずつ繰り上げ、別表第2を削除するものです。

1ページにお戻りください。

附則として、この条例は平成29年10月1日から施行するものです。

以上簡単ではございますが、議案第9号、多度津町リサイクルプラザ設置条例の一部改正についての、提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。